年 　　月 　　日

道路工事施行承認（変更）申請書

　三郷市長　木 津 雅 晟　あて

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住 所

 　　　　　　　　　　　　　　氏 名

　　　　　　　　　　　　　　　代理人　住 所

 　　　　　　　　　　　　　　氏 名

 連絡先

　三郷市道路の構造、管理及び占用に関する条例第５条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事施工場所 |  三郷市　　　　　 　番地先 |
| 工事の目的 |   |
| 工事概要・数量 |   |
| 工事施工方法 |   |
| 工事期間 | 承認日から　　　　　日以内に着工　　　　　日以内に完了 |
| 工事施行者 | 電話番号 |
| 添付書類 | 案内図・配置図・平面図・縦横断面図・構造図・その他 |
| 変更の理由 |  |
| 前承認番号　　　　第　　　号　　　　年　　月　　日 |

　　　　　　年　　　月　　　日に申請のあった上記道路工事については、下記のとおり通知します。

三郷市長　　木　津　雅　晟

記

審査結果　　　承　認 ・ 不 承 認

通知年月日　　　　　 　　年 　　月 　　日

承認番号　　　三 道 第　　　　号

承認条件　　　工事等の完了後、速やかに「工事検査願」を提出し、市の検査を受けること。

|  |
| --- |
| 教　示1. あなたがこの道路工事承認書について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この承認書を

受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県三郷市長に審査請求することができます。（なお、この承認書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求することができなくなります。）1. また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この承認書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合

においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に、三郷市を被告として（埼玉県三郷市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この承認書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） |